2024年（令和6年）10月31日

障がい児通所支援事業所管理者様

障がい児相談支援事業所管理者様

福山市保健福祉局福祉部

障がい福祉課 福祉サービス担当課長

事業所間連携加算の取扱いについて

　平素より、本市保健福祉行政の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、令和６年度障がい福祉サービス等報酬改定において、セルフプランで複数の事業所を併用する障がい児について、事業所間で連携を図り、こどもの状態や支援状況の共有等の情報連携を行った場合に評価を行う、「事業所間連携加算」が創設されました。

これに伴い、本市における事業所間連携加算に係る具体的な取扱いについて、次のとおりお知らせいたします。ご確認をよろしくお願いいたします。

１　対象となる児童

***障がい児相談支援事業所の利用が困難***※でかつ、市にセルフプランを提出し、複数の児童発達支援事業所等（児童発達支援・放課後等デイサービス）から継続的に支援の提供を受ける児童

※2か所以上障がい児相談支援事業所へ相談し、受入れが困難と回答された者

２　加算の算定に必要な手続き

対象となる児童の支援について適切なコーディネートを進める中核となる事業所（コア連携事業所）による「事業所間連携加算確認書」の提出（７　様式等参照）

※提出にあたっては、事前に事業所から保護者へ加算に関する説明、2か所以上の障がい児相談支援事業所への受入れ確認、保護者の同意及び併用する事業所の承諾が必要です。

※受給者証の更新の際は、継続の手続きは不要です。但し、加算適用後、登録済の事業所を変更する場合や利用日数の変更の場合はセルフプランとともに、変更の手続きが必要です。

※保護者へ受給者証と決定通知を送付します。

※セルフプランはコア連携事業所には送付しません。必要とする場合は、個別に市に依頼してください。

３　コア連携事業所の候補となる事業所

・ 上限額管理加算を算定している事業所

・ 利用日数が一番多い事業所　など

４　加算適用月

　　事業所間連携加算確認書受付月の翌月

　　ただし、月の初日（初日が土曜日、日曜日、祝日の場合は翌開庁日に受付した場合は当月から適用します。

　　※遡りの適用はしません。

５　事業所間連携会議

　　開催時期：月の上旬（目安）

　　開催頻度：６か月に１回

　　※会議開催にあたっては事前準備等が必要です。（７　様式等参照）

６　請求

　　市への事業所間連携会議報告月の翌月

　　※会議報告は電子申請にて行ってください。（電子申請システムは現在準備中）

　　※コア連携事業所は関係事業所と当加算の請求時期をあわせるよう調整してください。

７　様式等

　　・事業所間連携加算確認書（様式）

　　・同上（記入例）

　　・事業所間連携会議議事録（様式）

　　・同上（記入例）

８　参考資料

　　・福山市\_事業所間連携加算の取扱いについて

　　・令和６年５月２日付こども家庭庁事務連絡　事業所間連携加算の創設と取扱いについて

参考資料及び様式データは市ホームページに掲載

福山市ホームページ＞障がい福祉課＞指定・協定事業所のみなさまへ

<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/shogaifukushi/349555.html>

福山市保健福祉局福祉部障がい福祉課

サービス給付担当　三好、佐々木、千葉

TEL：084-928-1208